

資産運用をお考えのお客さまへ

金融商品をご契約いただく際には、商品の仕組みやリスク、手数料などの商品内容をよくご確認・ご理解のうえ、お客さまのニーズ・目的にあった商品をお選びください。

金融商品の販売・勧誘ルールが変更されました。

平成19年9月30日に金融商品取引法が施行され、関連する法令*が改正されました。これらの新しい法令は、元本割れ等のリスクがある金融商品(投資信託、個人年金保険、外貨預金、公共債など)について、**お客さまに十分ご理解していただいたうえでお取引していただける**よう、金融商品の販売・勧誘ルールを変更するものです。

*銀行法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、など。

八十二銀行では新しいルールに則った販売・勧誘を行います。

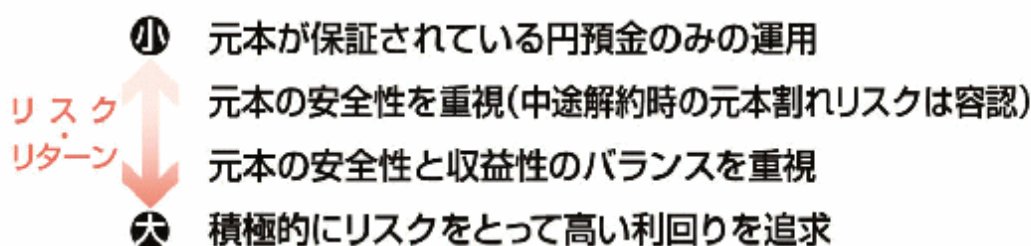
当行では、新しい法令に則り、お客さまのご意向や金融商品・投資に対する知識、ご経験、財産の状況等を踏まえ、お客さまにあった商品をご案内するようこれまで以上に努めてまいります。また、お客さまに金融商品の内容を十分ご理解し、ご判断いただけるよう、**商品の仕組みやリスク、手数料などについてのご説明をさらに詳しく丁寧に行**ってまいります。

投資商品のリスクについて

金融商品は、それぞれの商品によって、リスク・リターンの大きさ等が異なります。お客さまの投資のご経験、投資の目的等にあった商品をご購入ください。

当行では、金融商品取引法第40条に基づき、お客さまに適した投資型金融商品をご紹介させていただくため、「ご相談シート」をご記入いただきます。これにより、お客さまのご意向等を詳細に確認させていただきます。

金融資産運用への基本的なお考え



お客さまへのお願い

- 当行では、お客さまにあった商品をご案内させていただくために、お客さまのご意向などについてこれまでよりも詳しくお伺いさせていただきます。
- 当行では、お客さまに金融商品の内容を十分ご理解いただけるよう、商品性などのご説明について、これまで以上にお時間をいただく場合がございます。
- お客さまがご希望される金融商品であっても、お客さまの金融商品・投資に対する知識やご経験、財産の状況等により、お客さまのご希望に添えない場合がございます。
- 金融商品のご購入に際しては、銀行からお渡する説明書面を必ずお受け取りいただき、商品の仕組みやリスク、手数料などの商品内容を十分ご確認・ご理解のうえ、ご契約くださいますようお願い申し上げます。